

## 愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター規程第1条第2項の規程に基づき、愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター（以下「センター」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 センターを利用出来る者は、次の通りとする。

- (1) 愛知淑徳大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生を含む）
- (2) 本学の教職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教職・司書・学芸員教育センター長（以下「センター長」という。）が許可した者。

(利用日及び利用時間)

第3条 センターの利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時30分までとする。ただし、学則に定める通常授業期間（定期試験を含む。）以外の期間中及び土曜日における利用時間は、午前9時から午後5時までとする。  
2 前項の規程にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、利用日及び利用時間を変更することができる。

(閉室日)

第4条 センターの閉室日は次の通りとする。ただし、センター長が必要と認めたときは、臨時に閉室することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、本学が授業日と定めた場合を除く。）
- (3) 夏季休業期間 8月12日から17日まで
- (4) 冬季休業期間 12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の義務)

第5条 利用者は次の事項を守らねばならない。

- (1) 使用許可の必要な設備・物品を利用するときは、事前に届け出て許可をうけなければならない。
- (2) 許可された以外の目的で使用してはならない。また、その一部もしくは全部を転貸してはならない。
- (3) 使用の届け出を変更する場合は、直ちに所定の書式をもって許可を受けなければならない。
- (4) 火器の使用、飲食、喫煙、その他利用者の迷惑となる行為を禁ずる。

(5) 利用の際には、ネットワークの悪用を厳に慎み、情報倫理を遵守しなければならない。

(利用の停止・取消等)

第6条 利用者が、本規程及びセンター長が指示する事項を遵守しないときは、利用の停止又は利用の許可の取り消し、あるいは利用の制限をすることができる。

(損害賠償)

第7条 利用者が、建物、設備、物品等を故意または不注意により、滅失、破壊、汚損したときはその損害を弁償しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教職・司書・学芸員教育運営委員会の議を経てセンター長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関して必要な事項は、必要に応じて教職・司書・学芸員教育センター運営委員会においてこれを定める。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。